

JSG ニュースレター

COVID-19 予防対策に伴う
法務対応に関する最新情報

**【連載第3回】従業員の新型コロナウイルス
感染、労災認定と企業責任**

クライアント各位

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

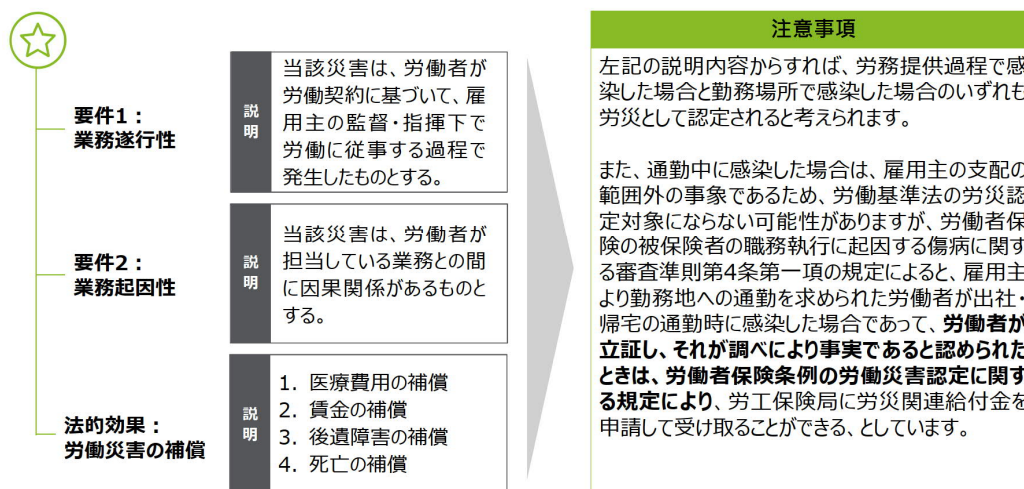
台湾国内では新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大が続き、多くの産業に深刻な影響を及ぼしています。そこで、労働法令の理解・確認に努め、効果的な危機対策、労働紛争の防止に積極的に取り込む企業を支援するために、徳勤商務法律事務所は、「コロナ禍における労働法令に関してよくある企業からのご質問 10 個」を連載企画としてまとめました。第 3 回となる今回は「従業員の新型コロナウイルス感染、労災認定と企業責任」を解説いたします。

新型コロナウイルス感染症流行期において、企業は、労働部が公表した新型コロナウイルス感染防止に向けた職場における衛生安全、感染予防措置に関するガイドライン（中国語：職場安全衛生防護措施指引）および運営継続に関するガイドライン（中国語：持續營運指引）に従い、中央感染症対策センター（中国語：中央流行疫情指揮中心）による最新の指示・命令に随時留意するほか、勤務場所の消毒作業、従業員の健康状況等を把握する体制作り、関連規定の周知を行う必要があります。また、従業員の感染が確認された場合、企業は、直ちに当該感染者の接触範囲を特定し、従業員に勤務場所の出入を禁止するとともに、政府機関の指示によ

る隔離または自主健康管理等の措置を行わせ、従業員間の感染を防ぐための勤務形態および出張の見直し等、新型コロナウイルス感染拡大防止措置を講じなければなりません。そして、衛生機関の新型コロナウイルス感染状況把握調査に応じ、事実のとおり報告し、隠蔽および虚偽の回答や報告をしてはいけません。なお、外国人非熟練労働者を雇用している企業の場合、労働部が公表した《外国人労働者を雇用する企業向け重度の特殊感染性肺炎（COVID-19）への対応に関するガイドライン：外国人労働者の勤務、生活および外出を管理するにあたっての注意事項》（中国語：因應嚴重特殊傳染性肺炎雇主聘僱移工指引：移工工作、生活及外出管理注意事項）にも留意する必要があります。

従業員が労務提供過程または勤務場所で新型コロナウイルスに感染した場合における労災認定要件および注意事項は、下記の通りです。

業務上の原因による感染—労働基準法第59条に掲げる労災認定について



寄稿者紹介



陳彥勳 / Justin Y. Chen
 中華民國弁護士/日本外国法事務弁護士
 Tel: +886 (2) 2725-9968 #3088
 email: justinchen@deloitte.com.tw

台湾大学法学部・政治学部卒、日本東北大学大学院、台湾大学管理学院 EMBA 修了。日本の外国法事務弁護士（台湾法）に登録。日系企業に対して M&A、投資、IPO、訴訟対応、会社法、労働法等幅広いリーガルサービスを提供。「Legal 500」の Dispute Resolution、税法、コーポレート・M&A 等あらゆる分野で高い評価を獲得。



Get in touch

過去のニュースレターは[こちら](#)
 台湾 JSG のホームページは[こちら](#)

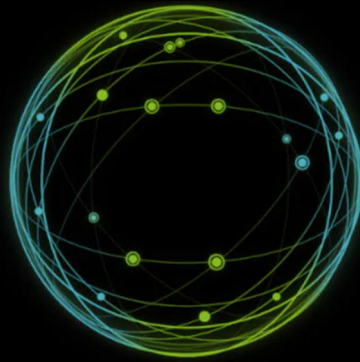


Deloitte とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド (“DTTL”) ならびにそのひとつまたは複数のメンバーファームおよびその関連事業体を指します。DTTL の全世界の各メンバーファームならびにその関連する事業体はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、DTTL のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関連事業体は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北および東京などの 100 を超える都市でサービスを提供しております。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。Deloitte ならびに各メンバーファームおよびそのネットワーク組織 (“Deloitte ネットワーク”) は、本資料により特定の第三者に専門的意見やサービスを提供しているとみなすことはできません。いかなる決定または企業の財務もしくは企業自身に影響を与える可能性を有する行動を取る前に、適切な専門家にご相談ください。Deloitte ネットワークのいかなる事業体も本資料の利用者がこれらに依拠することにより被った損失について一切責任を負わないものとします。

©2021 勤業暁信版權所有 保留一切權利



日商組新聞稿

防疫法律快遞

【系列 3】員工確診、職災認定與企業責任

隨著新冠肺炎 (Covid-19) 本土疫情持續嚴峻，逐步衝擊臺灣各產業領域，為協助企業積極了解與確認勞動法令，有效因應危機且預防紛爭，德勤商務法律團隊彙整規畫《疫情下企業常見的十項勞動法令問題》，今日推出【系列 3】員工確診、職災認定與企業責任。後續將陸續提出其他勞動法令問題供企業參考。

疫情期間企業應依照勞動部因應疫情發布之職場安全衛生防護措施指引及持續營運指引，並隨時注意中央流行疫情指揮中心 (CECC) 發布之最新指令，進行工作場所環境消毒、建立機制及布達規範以掌握勞工健康狀況等。如有勞工確診時，企業應立即啟動內部防疫措施，包含掌握可能之接觸範圍，停止勞工進入工作場所，調整辦公出勤及出差方式，避免員工交互傳染，配合政府機關之指示使勞工進行隔離或自主健康管理等。企業於配合衛生單位疫情調查時並應據實回報，勿有欺瞞隱匿或謊報不實情形。企業如有僱用移工者，並應留意勞動部所發布之《因應嚴重特殊傳染性肺炎雇主聘僱移工指引：移工工作、生活及外出管理注意事項》。

勞工若於提供勞務過程中染疫，或於工作場所染疫者，職災認定之要件及注意事項如下：



要件1：
業務遂行性

概念說明
該災害係勞工基於勞動契約，在雇主監督指揮下從事勞動過程中所發生。

要件2：
業務起因性

概念說明
該災害與勞工所擔任之業務間存在相當因果關係

法律效果：
職業災害補償

概念說明
1. 醫療費用補償
2. 工資補償
3. 失能補償
4. 死亡補償

提醒事項

依左列說明，於提供勞務過程中染疫、於工作場所染疫者，此二類情境可能都會構成職災認定。

通勤途中染疫情形，因非屬雇主可支配範圍，恐不符勞基法職災認定。然依據勞工保險被保險人因執行職務而致傷病審查準則第4條第1項之規定，如雇主要求勞工通勤上下班，勞工在通勤途中不慎染疫，經勞工舉證後審查確實者，得依勞工保險條例之職業災害認定，向勞保局請領職災相關給付。

作者簡介



陳彥勳 / Justin Y. Chen

中華民國律師/外國法事務辯護士(日本)

Tel: +886 (2) 2725-9968 #3088

email: justinchen@deloitte.com.tw

台灣大學法律系學士、政治系學士、日本東北大學碩士、台灣大學管理學院 EMBA。陳彥勳律師提供日台企業併購及投資、IPO、商業糾紛、公司法及勞動等之法律諮詢及爭議處理，具日本「外國法事務辯護士」資格。在 Legal 500 評比中，陳彥勳律師於 Dispute Resolution、Tax、Corporate and M&A 等項目中皆獲得高度肯定。



Get in touch

日商組新聞稿之歷史消息 [請點這](#)

日商組官方網站 [請點這](#)



Deloitte 泛指 Deloitte Touche Tohmatsu Limited (簡稱“DTTL”)，以及其一家或多家會員所及其相關實體。DTTL 全球每一個會員所及其相關實體均為具有獨立法律地位之個別法律實體，DTTL 並不向客戶提供服務。請參閱 www.deloitte.com/about 了解更多。

Deloitte 亞太(Deloitte AP)是一家私人擔保有限公司，也是 DTTL 的一家會員所。Deloitte 亞太及其相關實體的成員，皆為具有獨立法律地位之個別法律實體，提供來自 100 多個城市的服務，包括：奧克蘭、曼谷、北京、河內、香港、雅加達、吉隆坡、馬尼拉、墨爾本、大阪、首爾、上海、新加坡、雪梨、台北和東京。

本出版物係依一般性資訊編寫而成，僅供讀者參考之用。Deloitte 及其會員所與關聯機構(統稱“Deloitte 聯盟”)不因本出版物而被視為對任何人提供專業意見或服務。在做成任何決定或採取任何有可能影響企業財務或企業本身的行動前，請先諮詢專業顧問。對信賴本出版物而導致損失之任何人，Deloitte 聯盟之任一個體均不對其損失負任何責任。